

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年12月10日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成12年4月1日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C部の専門職として就労していた。

2 請求人は、平成13年10月頃に精神障害が重症化したのは、会社の業務量が膨大であったためであり、業務上の事由によるものであるとして、平成16年11月15日から平成28年9月15日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害の悪化は業務に起因するものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「第1次処分」という。）。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）への審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成30年11月2日付けでこれを棄却している（同年労第100号事件）。

その後、請求人は、平成28年9月16日から平成29年9月5日までの間及び同月11日から平成30年6月8日までの間の休業補償給付の請求を各々したところ、監督署長は上記の後続請求として、同一の事由により、これらを支給しない旨の処分をした（以下、「第2次処分」という。）。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官への審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、令和元年5月17日付けでこれを棄却している（平成30年労第300号事件。以下「前回裁決」という。）。

3 本件は、その後、請求人が、請求人に発病した精神障害の悪化は業務上の事由によるものであるとして、平成30年6月9日から同年11月1日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は上記の後続請求として、同一の事由に

より、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争点

請求人の精神障害の悪化が業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会の事実認定  
(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 本件処分は第1次処分及び第2次処分に係る請求の後続請求であるところ、前回裁決及びそれ以前の裁決において、請求人は平成6年10月頃ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成13年10月頃に本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したが、本件疾病の発病及び悪化が業務上の事由によるものとは認められないと判断したところである。

(2) 本件再審査請求に当たり、請求人は追加資料等を提出し、原処分庁の判断の根拠に疑問があることなどを主張する。

そこで改めて一件記録を精査したが、「判断の要件」に示されている「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号）の精神障害の悪化の業務起因性に係る要件である「特別な出来事」に該当する出来事は認められなかった。

したがって、前回裁決における判断を変更すべき理由はない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日